

資料の修正について（事務局）

事務局資料における正誤表

資料名	ページ	記載箇所	誤	正
諮問第204号の概要 （経済産業省生産動態統計調査の変更） 第227回統計委員会資料2-1 第138回産業統計部会資料1-1	6	現行の下から1番目の囲い中 （「⑤ 名称変更」の現行）	トンネル掘削機	トンネル掘進機
審査メモ 第138回産業統計部会資料2	3	表3の下から1番目の囲い中 （現行1箇所、変更案1箇所、 変更理由2箇所）	低圧電力・機器用コンデンサ	低圧電力用・機器用コンデンサ
	5	表4の「現行」欄 下から3番目の囲い中	トンネル掘削機	トンネル掘進機

※訂正箇所及び訂正内容を明記した資料

資料2-1

資料2 別添1

令和8年3月26日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第204号の概要

(経済産業省生産動態統計調査の変更)

6. 主な変更内容（3.①）（案）調査品目等の見直し例（その他2）

変更内容	現 行	変更案	理由
②用途別生産内訳の変更	・「毛織物」のうち「紡毛」について、用途別に「生産内訳」を把握 （「毛織物」のうち「そ毛」については用途別の「生産内訳」を把握せず）	・「そ毛」と「紡毛」を合わせた「毛織物」の用途別の「生産内訳」の把握	これまで「毛織物」のうち「紡毛」の「生産内訳」のみを把握してきたが、生産量の減少により調査品目の「そ毛」と「紡毛」を「毛織物」に統合することに伴い、「紡毛」を特掲して把握する必要性が低下したため
③受入内訳の変更	「電気がま」等について ・「受入」を「国内」と「国外」に分けて把握	「受入」のみ把握（「国内」、「国外」を廃止）	「国内」、「国外」の内訳については、かつて海外からの受入が多い品目について、販売数量に占める国内生産の割合等を分析するため把握することとなっていたが、現在は、使用に関する実績がなく、行政ニーズが低下したため
④労務欄の変更 （従業者数調査）	・ 有機薬品部門 ・ その他の石油化学製品部門	有機薬品・その他の石油化学製品部門	左記は化学工業品目の労務部門であり、当該部門に係る結果表については、これまでも複数の調査票における労務欄を個別に表章するニーズはなく、これらは合算して公表してきた。今回、これらの調査票が統合され、労務欄を個別に設ける必要がないことから、現行の公表区分どおりに再編するため
	・ プラスチック部門（石油化学月報） ・ プラスチック部門（プラスチック月報）	プラスチック部門	
	・ コールタール製品・環式中間物及び合成染料部門 ・ 環式中間物部門 ・ 芳香族製品部門	その他の化学製品部門	
⑤名称変更	・「トンネル掘削機」	・「掘削機（ショベル系を除く）」	経済センサスの分類名に合わせるため

正：トンネル掘進機
誤：トンネル掘削機

(経済産業省生産動態統計調査)

審 査 メ モ

1. 今回申請された変更について

経済産業省生産動態統計調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「報告を求める事項」、「調査方法」、「集計事項」を、以下のとおり変更することを計画している。

- (1) 調査品目等の見直し（調査品目、調査事項の見直し（新設、統合、廃止等））
- (2) 調査票の統合（報告する様式（別表第2：調査票）の一部を統合）
- (3) 集計事項の変更（集計事項における調査票の分類・仕分けの変更等）

(1) 調査品目等の見直し

経済産業省は、本調査の調査品目等について、直近の鉱工業生産の実態やSNA、さらに鉱工業指数（生産能力指数及び稼働率指数）等における利用状況等を踏まえながら、「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」（以下「統一基準」という。別添1参照）に基づき見直しを行うことを計画

ア 製品に関する事項における調査品目の見直し

(審査状況)

(ア) 本調査の調査事項として、表1のとおりとなっている。このうち、製品に関する事項においては、1,684の調査品目ごとに、生産数量等の実績を調査している。

表1 経済産業省生産動態統計調査の調査事項

区分	調査事項
製品に関する事項	生産、受入、消費、出荷、在庫の5項目を基本に、数量・重量・金額等を把握
原材料に関する事項	受入、消費、在庫の3項目を基本に、数量、重量等を把握
労務に関する事項	月末従事者数について、事業所、当該製造部門及び当該品目群ごとに把握
生産能力・設備に関する事項	生産能力、月末保有台数等について把握

(イ) 今回の変更では、「統一基準」の規定を踏まえ、表2のとおり、「製品に関する事項」の調査品目の見直しを行う計画である。（詳細は別添2～4参照）

(論点)

- a 今回の調査品目の変更については、統一基準に沿ってどのようなプロセスで検討されたのか。
- b 調査品目の統合・廃止が可能と判断した要因は何か。統合・廃止が困難と判断した調査品目がある場合、当該品目との違いは何か。
- c 鉱工業指数（IIP）等、本調査の結果を活用する各種経済指標への影響に関する検証状況はどのようになっているか。
- d 調査品目の変更の際し、報告者に対して、どのように回答が可能かどうかの確認を求めているのか。
- e 一般の利用者に対する周知等について、どのような内容を予定しているのか。

イ 調査品目の統合に伴う調査事項の見直し

(審査状況)

(ア) 本調査は、上記①のとおり、製品に関する事項について、調査品目単位で報告を求めているが、それぞれの調査品目の特性を考慮し、受注品については生産のみとするなど、調査事項は調査品目ごとに異なる形で設定している。

(イ) 本件申請では、表3のとおり、調査品目の統合に合わせて、調査事項の見直しを行うことを計画している。

表3 調査品目の統合に伴う調査事項の見直し

変更内容	現 行	変更案	変更理由
品目統合に伴う調査事項の廃止	【機械器具月報（その2）製品欄】 ・「破碎解体機」について、「生産」、「受入」、「出荷」、「月末在庫」を把握 ・「破碎機」について「生産」を把握	【機械器具月報（その2）製品欄】 ・「破碎解体機」と「破碎機」を基準未満のため統合 ・統合後の「破碎機」について「生産」を把握 （「破碎解体機」の「受入」、「出荷」、「月末在庫」は廃止）	・「破碎機」は一般的に受注生産で一括生産される品目であるため、他事業所からの「受入」は基本的に発生しないことから「生産」のみを把握 ・統合される「破碎解体機」は現在は主に受注生産品であり、昨年は「受入」、「月末在庫」を把握しているため、これらを廃止
	【機械器具月報（その29）製品欄】 ・「高圧電力用コンデンサ」について、「生産数量」、「生産第2数量（容量（kVA）」、「生産金額」を把握 ・「低圧電力・機器用コンデンサ」について、「生産数量」、「生産金額」を把握	【機械器具月報（その13）製品欄】 ・「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」と「低圧電力・機器用コンデンサ」を基準未満ため統合 ・統合後の「コンデンサ（電子機器用のものを除く）」について「生産数量」、「生産金額」を把握 （「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」の「生産第2数量（容量（kVA）」は廃止）	・「低圧電力・機械用コンデンサ」は製品規格にあまり差がない品目であるため、これまで「生産数量」のみ把握 ・統合にあたり「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」で把握していた「生産第2数量」については、必要性が低下したため、統合先の「低圧電力・機械用コンデンサ」に合わせた調査事項とすることで調整

正：低圧電力用・機器用コンデンサ
誤：低圧電力・機器用コンデンサ

正：「低圧電力用・機器用コンデンサ」
誤：「低圧電力・機器用コンデンサ」

ウ その他の見直し

(審査状況)

(ア) 上記①、②のほか、経済産業省は、表4のとおり、生産内訳の変更、受入内訳の変更、労務欄の変更及び調査品目の名称変更を計画している。

表4 その他の変更

内容	現 行	変更案	変更理由
生産内訳の変更	【染色整理月報 製品】 調査品目別に、生産(加工高)の内訳の詳細(精練・漂白品、浸染品、なっ染品及び整理)を把握	【繊維・生活用品月報(その3)生産(加工)内訳】 調査品目別に、加工高の総額を把握し、調査品目を統合した「織物」、「ニット生地」については、引き続き生産内訳別の加工高を把握	秘匿が多く発生していることから、秘匿を解消し結果表章を可能とするため
受入内訳の変更(別添5参照)	【機械器具月報(その31) 製品等】 「電気がま」等について ・「受入」を「国内」と「国外」に分けて把握	【機械器具月報(その2) 製品等】 「電気がま」等について ・「受入」のみ把握(「国内」、「国外」を廃止)	「国内」、「国外」の内訳については、かつて海外からの受入が多い品目について、販売数量に占める国内生産の割合等を分析するため把握することとなっていたが、現在は、使用に関する実績がなく、行政ニーズが低下したため
労務欄の変更(従業者数調査)(別添6参照)	【有機薬品及び写真感光材料月報】 ・有機薬品部門 【石油化学製品月報】 ・その他の石油化学製品部門	【化学月報】 有機薬品・その他の石油化学製品部門	石油化学製品月報の労務欄は、行政上のニーズを踏まえ、合成ゴム部門を除き、他の月報の類似の部門と合算した数値を公表するとともに、別途、石油化学製品部門の合計値を公表してきたところ、今回、関係する月報が統合されたことを踏まえ、現行の公表区分に合わせた調査区分に再編するため(なお、石油化学製品部門の合計値は廃止)
	【石油化学製品月報】 ・プラスチック部門【プラスチック月報】 ・プラスチック部門	【化学月報】 プラスチック部門	
	【コールドール製品・環式中間物及び合成染料月報】 ・コールドール製品・環式中間物及び合成染料部門 【石油化学製品月報】 物部門 品部門	【化学月報】 その他の化学製品部門	
	【有機薬品及び写真感光材料月報】 ・写真フィルム部門	(廃止)	・生産活動が減少し、継続的に秘匿措置を講じているため
調査品目の名称変更	・「トンネル掘削機」	・「掘削機(シヨベル系を除く)」 (機械器具月報(その2)の製品)	経済センサスの分類名に合わせるため
	・「自動車用電球」	・白熱電球(自動車用) (機械器具月報(その2)の製品)	「白熱電球(自動車用以外)」と区別するため
	・軽自動車・気筒容積660ml以下 (以下略)	・軽自動車・気筒容積660ml以下 (機械器具月報(その2)の製品) (以下略)	わかりやすくするため、単位の表記を変更

正:トンネル掘進機
誤:トンネル掘削機